

被扶養者認定における「直接的必要経費」一覧

新潟県農業団体健康保険組合

- ・社会通念上、自営業者（個人事業主）の方においては経済的に自立した存在であり、事業の売り上げや必要経費、経営状態などを含めてその事業の結果すべてに責任を負い、自ら生計を維持することを選択した方で、国の社会保険の制度上、一般的に**国民健康保険に加入すること**となっています。
- ・健康保険における自営業者等の収入については『総収入から「直接的必要経費」を差し引いた額』となっています。「直接的必要経費」とは原材料費など、**その費用なしでは事業が成り立たない経費に限られ**、税法上の経費とは異なります。

「○」・・・直接的必要経費として認める経費
 「△」・・・条件付きで直接的必要経費として認める経費
 「×」・・・直接的必要経費として認めない経費

【一般所得用】

科目	認定可否	科目	認定可否	科目	認定可否
売上原価	○	租税公課	×	損害保険料	×
給与賃金	扶養認定対象外	荷造運賃	×	修繕費	△
外注工賃	○	水道光熱費	△	消耗品費	△
減価償却費	×	旅費交通費	×	福利厚生費	×
貸倒金	×	通信費	△	雑費	×
地代家賃	△	広告宣伝費	×		
利子割引料	×	接待交際費	×		

【農業所得用】

科目	認定可否	科目	認定可否	科目	認定可否
雇人費	扶養認定対象外	素畜費	○	動力光熱費	△
小作料・貸借料	○	肥料費	○	作業用衣料費	○
減価償却費	×	飼料費	○	農業共済掛金	×
貸倒金	×	農具費	○	荷造運賃手数料	○
利子割引料	×	農薬・衛生費	○	土地改良費	○
租税公課	×	諸材料費	○	雑費	×
種苗費	○	修繕費	△		

【不動産所得用】

科目	認定可否	科目	認定可否	科目	認定可否
給与賃金	扶養認定対象外	地代家賃	△	損害保険料	×
減価償却費	×	借入金利子	×	修繕費	△
貸倒金	×	租税公課	×	雑費	×

※地代家賃、水道光熱費、通信費、修繕費、消耗品費、動力光熱費は住居（住民票上住所）と事業所所在地が別の場合は経費として認めます。同一の場合は50%とします。

※上記一覧表にない科目の経費については「雑費」と同様に取り扱います。

※従業員（身内を含む）の雇用があり、給与賃金を支払った場合は、社会通念上、従業員に対して社会的責任を果たすべき立場にあり、自らが被扶養者として被保険者に生計維持されている立場とは認められないため、扶養認定対象にはなりません。